

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	<p>・個人住民税は、地方税法・条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。森林環境税は、地方税法・条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人に対して、課税を行う。</p> <p>・地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 課税対象者情報の準備(住民税課税支援システムのデータ整理)2 給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の各種課税資料の受領及び管理3 他自治体・他機関等への個人住民税賦課関係情報の照会及び回答4 個人住民税の賦課決定・賦課更正、納税通知書の発送、特徴事業所、年金保険者へ税額の通知5 他自治体での課税の場合の資料回送、住登外課税における他自治体との調整6 個人住民税の減免申請の受理及び承認・却下の決定とその通知7 課税情報に基づく課税・所得証明の発行8 各種法令に基づく税務調査に関して、市保有の情報提供9 個人住民税の収納管理、口座情報の管理10 寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送付及び受領11 特定個人情報ファイルの送信12 市税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付13 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方向付けの判断14 納付の相談・指導・猶予、分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討15 滞納処分(財産の差押、交付要求、参加差押、捜索、公売)、換価及び滞納額への充当16 不納欠損に関する事務17 過誤納金の納付に関する事務 <p>・番号法別表に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 住民税システム2. 住民税課税支援システム3. 国税連携システム(eLTAX)4. 審査・運用システム(eLTAX)5. 収滞納管理システム6. 宛名管理システム7. 団体内統合宛名システム8. 中間サーバー9. 個人住民税申告ポータル10. マイナポータル申請管理11. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表の24の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,1 37,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172及び 173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法」が含まれる以下の項 48の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。本人からマイナンバーを取得出来ない場合は住基ネットで照会をすることになるが、その際には4情報または住所を含む3情報による照会をすることを厳守している。また、上記の他に特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認をするようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宍粟市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限になるよう、アクセス制限を設定している。また、情報照会時には、対象者及びその目的等を、複数人で確認を行うように徹底していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－1－②事務の概要	—	<p>・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p>	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－1－②事務の概要	11 特定個人情報ファイルの送信	<p>11 特定個人情報ファイルの送信 12 市税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付 13 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方向付けの判断 14 納付の相談・指導・猶予、分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討 15 滞納処分(財産の差押、交付要求、参加差押、捜索、公売)、換価及び滞納額への充当 16 不納欠損に関する事務</p>	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－1 ③システムの名称	5. 収納管理システム	5. 収滞納管理システム	事前	滞納整理に関する事務分の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116及び119の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116及び119の項)	事後	
令和1年6月28日	I－5－①部署	市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－5－②所属長の役職名	—	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	I－7 請求先	宍粟市市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	I－8 連絡先	宍粟市市民生活部税務課	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	事前	滞納整理に関する事務分の追加
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116及び119の項)	・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117及び120の項)	事後	
令和2年10月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	事後	
令和2年10月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,6,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117及び120の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他的地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他的地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部税務課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133 番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133 番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133 番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133 番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133 番地6 市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133 番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。 ・地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1～16 略 ・番号法別表第二に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。 ・地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対し、督促状・催告書の送付や財産調査を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1～16 略 17 過誤納金の納付に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税は、地方税法及び宍粟市税条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。 ・地方税法～～17 過誤納金の納付に関する事務 までは変更なしのため省略 ・番号法別表第二に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税は、地方税法・条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、本市内に住所を有しない者に対して、課税を行う。森林環境税は、地方税法・条例等に基づき、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人に対して、課税を行う。 ・地方税法～～17 過誤納金の納付に関する事務 までは変更なしのため省略 ・番号法別表に基づき、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住民税システム 2. 住民税課税支援システム 3. 国税連携システム 4. eLTAX 5. 収滞納管理システム 6. 宛名管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住民税システム 2. 住民税課税支援システム 3. 国税連携システム(eLTAX) 4. 審査・運用システム(eLTAX) 5. 収滞納管理システム 6. 宛名管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー 9. 個人住民税申告ポータル 10. マイナポータル申請管理 11. 申請管理システム 	事前	
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88, 89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129, 130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,15 5,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169, 170,171,172及び173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法」が含まれる以下の項 48の項	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。本人からマイナンバーを取得出来ない場合は住基ネットで照会をすることになるが、その際には4情報または住所を含む3情報による照会をすることを厳守している。また、上記の他に特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認をするようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		宍粟市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限になるよう、アクセス制限を設定している。また、情報照会時には、対象者及びその目的等を、複数人で確認を行うように徹底していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	